

令和5年第5回（定例会）吉備中央町議会会議録（1日目）

1. 令和5年12月4日 午前 9時30分 開会

2. 令和5年12月4日 午後 1時33分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番 日 名 義 人 2番 加 藤 高 志

3番 山 本 洋 平 5番 丸 山 節 夫

6番 河 上 真 智 子 7番 山 崎 誠

8番 黒 田 員 米 9番 成 田 賢 一

10番 渡 邊 順 子 11番 西 山 宗 弘

12番 難 波 武 志

6. 欠席議員

4番 石 井 壽 富

7. 会議録署名議員

6番 河 上 真 智 子 7番 山 崎 誠

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 亀 山 勝 則 書 記 平 澤 瞳

9. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 山 本 雅 則 副 町 長 岡 田 清

教 育 長 石 井 孝 典 会 計 管 理 者 早 川 順 治

総 務 課 長 片 岡 昭 彦 税 務 課 長 山 本 敦 志

企 画 課 長 大 樫 隆 志 協 働 推 進 課 長 中 山 仁

住 民 課 長 古 好 広 徳 福 祉 課 長 古 林 直 樹

保 健 課 長 塚 田 恵 子 子 育 て 推 進 課 長 根 本 喜 代 香

農 林 課 長 山 口 文 亮 建 設 課 長 大 月 豊

水 道 課 長 歳 原 雅 則 教 委 事 務 局 長 大 月 道 広

定 住 促 進 課 長 荒 谷 哲 也 加 茂 川 総 合 事 務 所 長 宮 田 慎 治

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	発議第 5号	吉備中央町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
日程第 5	報告第 9号	議案審査報告について
日程第 6	報告第 10号	議案審査報告について
日程第 7	報告第 11号	議案審査報告について
日程第 8	専決報告第3号	専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）
日程第 9	専決報告第4号	専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会設置条例）
日程第 10	専決報告第5号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉備中央町一般会計補正予算）
日程第 11	議案第62号	吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第63号	吉備中央町特別職の職員で常勤のものの諸給与条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第64号	吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第65号	吉備中央町長及び副町長の給与の特例に関する条例について
日程第 15	議案第66号	吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第67号	吉備中央町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 17	議案第68号	吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第18	議案第69号	吉備中央町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第70号	請負契約締結の変更について（吉備中央町立（仮称）円城こども園増築工事）
日程第20	議案第71号	請負契約締結の変更について（吉備高原児童クラブ新築工事）
日程第21	議案第72号	令和5年度吉備中央町一般会計補正予算について
日程第22	議案第73号	令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第23	議案第74号	令和5年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
日程第24	議案第75号	令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第25	議案第76号	令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について
日程第26	議案第77号	令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について
日程第27	議案第78号	令和5年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

発議第 5号	吉備中央町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について	
報告第 9号	議案審査報告について	認定
報告第10号	議案審査報告について	認定
報告第11号	議案審査報告について	認定
専決報告第3号	専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）	承認
専決報告第4号	専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会設置条例）	承認

専決報告第5号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉備中央町一般会計補正予算）	承認
議案第62号	吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第63号	吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例について	
議案第64号	吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第65号	吉備中央町長及び副町長の給与の特例に関する条例について	
議案第66号	吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第67号	吉備中央町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第68号	吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
議案第69号	吉備中央町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第70号	請負契約締結の変更について（吉備中央町立（仮称）円城こども園増築工事）	
議案第71号	請負契約締結の変更について（吉備高原児童クラブ新築工事）	
議案第72号	令和5年度吉備中央町一般会計補正予算について	
議案第73号	令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について	
議案第74号	令和5年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について	
議案第75号	令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について	

- 議案第76号 令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計
補正予算について
- 議案第77号 令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について
- 議案第78号 令和5年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について

午前 9時30分 開 会

○議長（難波武志君）

おはようございます。

12月に入り、朝夕はめっきり寒くなってまいりました。師走ということで何かとお忙しい日々をお送りのことと思いますが、インフルエンザも流行しております。皆さん方、体調管理には十分気をつけていただければと思います。

また、このたびの円城浄水場へのフッ素化合物の混入につきましては、多くの皆様方に不安と、そして不便をおかけしたこと、誠に申し訳なく思うところでございます。議会といたしましても、心よりおわびを申し上げたいと思います。これからは一日も早く町内全域で安心して使える水の確保、あるいはまた健康被害等で不安の皆様方に対しての定期的な検査等、執行部と力を合わせて一日も早く失墜した信頼関係を取り戻すべく、取組を進めていきたいと思っております。多くの皆様方には御理解と御協力をお願いを申し上げるところでございます。

ただいまの出席委員は11名です。4番、石井壽富君が所用のため欠席です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第5回吉備中央町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会議中の広報担当及び吉備ケーブルテレビ、読売新聞並びにNHK岡山放送局の撮影を許可しておりますので、報告します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、河上真智子君、7番、山崎誠君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月4日から12月20日までの17日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月20日までの17日間と決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和5年9月20日、令和5年吉備中央町ふるさと米の出発式をこの庁舎前で行いました。本年度は、作柄等もいま一步というところもありましたけれども、出ております米は非常に品質のいいものというふうに判断をし、多くの方々においしく食べていただければと思うところでございます。

10月1日、第19回わっしょい和んさか吉備高原フェスタは、コロナ以前のように多くの方の参加をいただき、盛大に開催されました。

10月7日、第35回岡山吉備高原車いすふれあいロードレースの開会式が国立吉備少年自然の家で行われ、翌8日にはロードレースが行われましたけれども、これもまた多くの選手の皆さんの参加で、盛大にレースが開催できましたことを報告します。

10月11日から10月19日、10月25日、10月31日、そしてこれに載ってませんけれども、11月21日と、それぞれここにありますように県外からの視察がございました。それぞれデジタル田園健康特区あるいは有害鳥獣あるいは子育て、そういったことについての視察がございました。

10月12日に第10回全国コンパクトタウン議会サミットが早島で行われましたけど、これは20平方キロ以下の、それぞれの町村が集まるということで、今回は東は岐阜県から南は鹿児島までのそれぞれのところから来られて、2日間熱心に協議をされました。

それから、10月下旬から11月中旬にかけて町内それぞれの地域において文化祭が開催され、非常にいろんな展示物等も出ておりましたけれども、どれも本当に素晴らしい、そしてまた舞台発表あるいは中の飾りつけなど、それぞれ趣向を凝らした展示物あるいは発表部門というふうなことで、これもまた多くのにぎわいを見せておりました。

12月2日、生涯学習フェスティバルが行われ、それぞれの発表等があったわけですが、やはり多くの表彰もあるというふうなことで、生涯学習についてのそういった多

くの方々の熱心な取組が見られることができました。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、発議第5号、吉備中央町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

7番、山崎誠でございます。発議について御説明をいたします。

関係のページをお開きください。

発議第5号、吉備中央町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。令和5年12月4日提出。吉備中央町議会議長、難波武志殿。議案提出者、吉備中央町議会議員、山崎誠、日名義人、山本洋平、丸山節夫、西山宗弘でございます。

次のページをお開きください。

吉備中央町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。この発議につきまして、まず趣旨を御説明いたします。

地方自治法の改正により、これまで議会個人と町との請負が認められていなかったことが、法改正により各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から「政令で定める額を超えないものを除く」が加えられました。政令で定める一定額は300万円まででございますが、議員個人による町との請負が規制の対象から外れることとなりました。このことにより、本条例は町議会議員と町との間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として制定するものです。

以上がこの条例制定の趣旨であります。

続いて、条例案の概要を説明いたします。

第1条、目的は、先ほど趣旨で御説明したとおり、請負の状況を公表すること等により請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ること

を目的としています。

第2条では、毎年6月中に請負の内容を議長に報告しなければならないとし、第3条では、議長は報告の一覧を作成し、公表しなければならないとしています。

第4条では、報告等の保存期間を5年とし、保存されている報告等の閲覧または写しの交付を請求できることとし、第5条では、写しの交付をする場合の費用負担をしなければならないこととしています。

第6条では、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めるとしています。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行し、同日以降に始まる会計年度における請負から適用することとしています。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、報告第9号、議案審査報告についてを議題とします。

本報告については、令和4年度決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、山本洋平君。

○3番（山本洋平君）

それでは、委員会の審査報告をさせていただきます。

令和5年12月4日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。令和4年度決算特別委員会委員長、山本洋平。委員会審査報告書、議案第54号、令和4年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算の認定について。

本委員会に付託された上記議案は、審査の結果、下記の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。意見、本委員会に付託された令和4年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算の認定については、令和5年11月13日から11月28日まで6日間にわたり、副町長、各所属長並びに事務局長の立会いの下に慎重に審査した結果、各会計とも各々適正に執行されているが、次の事項について意見を付する。

1、予算の適正な執行について。

地方自治法に地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努

めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定している。つまり、予算を全額執行したからよしとするものではない。また、反面多額の不用額を生じることにも予算の計画的かつ有効活用の観点から適切ではない。令和4年度一般会計不用額は9億1,583万円余り、前年度に比して約2億1,000万円(18.7%)の減となっており、一定の評価はするも、それぞれの不用額が節約工夫による不用額か事業規模の縮小や予算の過大見積によるものか、あるいは予測できない事情に生じたものかなど、原因と予算効果、行政効果を検証されたい。そして、次年度の予算編成に生かされたい。

## 2、歳入の確保について。

町税、住宅使用料、国民健康保険税、介護保険料等の未納解消の意義は、負担の公平性を確保及び公的制度の維持にある。収納率は徐々に向上しているが、今後においても、なお一層の徴収努力を期待するものである。監査委員からも意見があったとおり、長期滞納者、高額滞納者に対しては法令にのっとり厳格な措置を取られたい。

## 3、補助事業及び委託業務について。

補助事業における補助金は、公益性が高く、その事務事業の実施に資するため反対給付を求めることなく、一方的に交付される金銭的給付で、助成的性格であることを踏まえ、公益性、町の財政負担の必要性、在り方を十分検討し、成果、効果の評価検証と計画との整合性、事業の進行管理を確実に行わなければならない。所轄課においては、事業及び経理の透明性が確保され、町民の理解が得られるかといった視点を常に持ち、引き続き事業団体への関与と、一層の指導監督に努められたい。委託業務における委託料については、双方の合意と反対給付を求める対価的性格であることから、契約書等に従い適正に事業が実施されているか。また、補助金の扱いと同様に町民に対する説明責任を有することを常に意識した事務の執行を進めていただきたい。

## 4、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業全般について。

デジタル田園都市健康特区に指定を受けて以降、諸事業が推進されてきたが、一部において計画性、経済性を欠いているとの印象を受ける。その要因の多くは、推進体制の不十分さにあると推察する。交通DX及び鳥獣対策DXは、巨額を投じているが、十分な成果が得られていない。事業遂行に必要な機材やシステムの価格、有効性の情報開示が不十分で、効果が十分検証できない状況である。今後の推進に当たり、計画性や経済性を保持するためにもさらなる職員のスキルアップを図るとともに、自治体DX推進のための外部人

材スキル標準、解説書（令和4年9月）にある外部人材の任用なども検討し、自治体として事業を指導監督できる推進体制を構築され、より適正かつ効率的な予算執行となるよう取り組まれることを強く要望する。

補足の説明をさせていただきますが、委員会における決算の認定の採決におきましては、全員一致での採決ではなかったことを、ここに報告しておきます。

どうぞ、皆さん、審議の上よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長の報告に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

先ほど委員長の報告でありましたとおり、全員一致で決算の認定が行われたかということで、私は、その当時、不認定という立場で主張をさせていただきました。本来、委員会で決まったことに関しまして、その委員会に所属している委員がこういった形で意見を述べるということは適切ではないと思いますが、不認定の理由をここで少し述べさせていただきます。

そもそも、この決算審査及び認定は、根拠法令は地方自治法です。地方自治法の中で簡単に言いますと、決算書類、監査の意見書並びに主要な施策の成果を説明する書類、そういったものを総合的に考えて、調査した上で決算を審査することが委員会には求められていると、私は考えております。その上で明確に、その決算について説明がなかったものが主に3点ありましたので、簡単に述べさせていただきます。

まず1つ目、総務課の職員の県外出張における支出の根拠となる行政文書に、決済日並びに総務課の確認印が押されていませんでした。にもかかわらず、その出張に関する費用、飛行機代は出されていたということで、これ公文書の不備で支出の根拠にならないのではないかと述べさせていただきました。総務課の返答といたしましては、飛行機代が別

途請求で、日当金額も0円であったので確認済みの押印をしなかったということだったんですが。しかし、今後は支出の根拠となる行政文書であるので、しっかり事務処理をしていきたい、細心の注意を払うということが返答で、書面で送られてきました。これを考えますと、そもそもこの細心の注意を払うということですので、こちらは行政文書としては、やはり不備があったのではないかと考えます。

2点目、保健課、母子手帳デジタル化アプリの契約についてなんですが。運用開始が9月末であったのに4月から契約した後も支払いを続けていたということなんですが。ここですね、プロポーザルと、実際にプロポーザルで町はお金を払っていないんですが、実証調査業務でどこまでが吉備中央町のアプリができたのかということが明確に説明をしていただけなかったということもありまして、じゃ、これで決算ということで認められるのかということもありまして、不認定ということを発言させていただきました。

そして、3点目が企画課なんですけれども、こちらデジタル事業の費用に関しまして、その支払い根拠となる詳細な明細の提出を求めたんですが、もちろん今現在も出されておられません。それとともにプロポーザルで選定されて企画提案書の提出を求めたんですが、企画課の答えとしましては、町の情報公開条例において、この会社のノウハウ等が記されているから開示できないのではないかとということと、町のデジタル田園都市推進協議会の規約第8条で、協議会の会員は知り得た情報、活動内容を開示者に無断で第三者に開示または漏えい等してはならないと書かれていたからだということだったんです。言ってること分かるんですけれども、こちらの、各ほかの自治体においても、企画提案書の提出については出されないという自治体が多いと。しかし、第三者委員会の判断で見ると、整備やノウハウ、技術的な手法等に関する情報が含まれていることは可能性できませんが、行政運営における透明性、公平性の確保と、それから開示されるべき情報もあるのではないかと考えることができます。と同時に、デジタル協議会第8条で、開示者に無断で開示または漏えい等してはならないとあるのですが、この議会の決算審査委員会は、根拠法令が地方自治法ということですので、やはり担当課は協議会に対して、この議会の決算審査委員会に開示を要請すべきであると考えております。と同時に、監査報告書の中で清廉潔白、しっかりとした透明性、丁寧な分かりやすい内容の説明ということが指摘されている以上、こういったことにしっかりと遵守していただくことが必要ではないかと思ひまして、私は不認定という立場を取らせていただきました。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

次に、原案に対し賛成者の発言を許可します。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山です。

今、反対討論のほうも聞かせていただきました。なるほど一議員としては、その意見として私も聞き入ることはできますが。しかしながら、委員会っていうものがございます。組織的に議会の委員会に付託をし、そしてその中で慎重審議が行われたことと拝しております。その中で、今、反対の意見、それからあと多数議員さん方が皆、賛成の意向を示されたということと、この決算というのは、監査がもう既に済んでいるわけでございますので、私としてはこの決算委員会の認定のほうに賛成としての意向を申し上げます。

以上です。

○議長（難波武志君）

次に、原案に対し反対者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

本決算に対して委員長の報告は、意見を付し認定すべきであるとのものです。

本決算は委員長の報告のとおり意見を付し認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、報告第9号、議案審査報告については委員長の報告のとおり意見を付し認定することに決定をしました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、報告第10号、議案審査報告についてを議題とします。

本報告については、令和4年度決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、山本洋平君。

○3番（山本洋平君）

令和5年12月4日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。令和4年度決算特別委員会委員長、山本洋平。委員会審査報告書、議案第55号、令和4年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定について。

本委員会に付託された上記議案は、審査の結果、下記の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。意見、本委員会に付託された令和4年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定については、令和5年11月16日の1日間、副町長、水道課長並びに事務局長の立会いの下に慎重に審査した結果、適正に執行されていることを報告し、意見といたします。

皆様の慎重な審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長の報告に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

御質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきであるとするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり意見を付し認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第10号、議案審査報告については委員長の報告のとおり意見を付し認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、報告第11号、議案審査報告についてを議題とします。

本報告については令和4年度決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、山本洋平君。

○3番（山本洋平君）

令和5年12月4日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。令和4年度決算特別委員会委員長、山本洋平。委員会審査報告書、議案第56号、令和4年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定について。

本委員会に付託された上記議案は、審査の結果、下記の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。意見、本委員会に付託された令和4年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定については、令和5年11月16日の1日間、副町長、水道課長並びに事務局長立会いの下に慎重に審査した結果、適正に執行されていることを報告し、意見とする。

皆様の慎重な審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長の報告に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきであるとするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり意見を付し認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第11号、議案審査報告については、委員長の報告のとおり意見を付し認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、専決報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

早いもので今年もあと1か月を残すところに来ました。本日は第5回の定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆さん、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

まず初めに、このたびの円城浄水場におきます管理の不適切につきましては、大変な御心配と御迷惑をおかけいたしまして、改めておわびを申し上げます。1か月以上にわたり大変な御不便をおかけいたしました水道水の使用制限につきましては、水源の切替えと併せまして沈殿池の堆積物の除去、ろ過砂及び活性炭の入替え、配水池及び配水管の末端等49か所から採水をいたしまして、水質検査を行なったところでございます。その全てにおきまして暫定目標値50ナノグラムパーリットルを下回る定量下限値の5ナノグラムパーリットル未満の結果の確認をいたしました。そのため11月22日に解除をしたところでございます。

給水につきましては使用が可能となりましたが、まだまだ風評被害や原因究明など多くの懸案事項がございます。その中でも最も大事なことが健康影響に関することと思います。11月17日に第1回目の健康影響対策委員会を開催するとともに、22日には健康影響調査の中間報告説明会を頼藤健康影響対策委員会委員長に行なっていただいたところでございます。これからも町といたしましては、地域の方の思いにしっかりと寄り添った対応を行なっていきたいと思っております。

このたび上程されました専決報告第3号につきましては、このたびの円城浄水場に係る事案の健康影響対策委員会設置に伴う委員報酬及び費用弁償を定めるものでございます。早急に立ち上げる必要がございましたので専決をさせていただきました。

具体的な内容につきましては、この後、担当課長が御説明をいたします。慎重審議をいただきまして、適切な決定を賜りますことをお願いを申し上げます、説明に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、専決報告第3号について説明をさせていただきます。

専決報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記として、1、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

説明は以上です。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、専決報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）は報告のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、専決報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会設置条例）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、専決報告第4号について御説明をさせていただきます。

専決報告第4号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記。1、吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会設置条例。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

説明につきましては以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

何点かにわたって質問をさせていただきます。

まず、第2条の所掌事務関係でございますが、説明にもあったとおり、今回の水道課における事務執行に関することということでございましたが。これは、期間はいつからいつまでか。町長、諮問ということに、第2条の始めに書いておりますけども、その調査期間についてはどのような意向でございましょうか。

それから、第3条の委員の人数でございますが、先ほどはそれぞれ専門の方4人というふうな説明がございました。この4人という人数と、そのそれぞれの役職、専門職の方の根拠、5人6人とか、いろんなことの数も協議もされたと思うんですが、その4人になった根拠を説明していただきたいと思います。

それから、あっ、ごめんなさい、第3条3の答申の日までが委員の任期ということでございましたが、今の予定では今年度末までに、非常に速やかに調査するということがございましたけれども、それがもし、様々なその調査の過程で、これが3月末までにならなかった場合、これはどのような扱いになるのか。

これに関連して、この第三者委員会設置条例というものは、町長の諮問ということで、今回は水道の事務に関することということででしたが、それ以外のこういうふうな町長の諮問ということがあった場合、この第三者設置委員会条例、条例そのものは、この答申日の後も条例として必要があれば適用されるということで、条例自身は、この設置が残るんでしょうか。

それから、もう一つ、報酬及び費用弁償の関係ですが、この第9条の1に町長が認める場合1時間当たり1万円、専門職の方ですので大変スキルの高い、また見識のある方なので金額というのは相当なことだと思うんですが、1時間当たり1万円という額が、普通の働いてる人に比して大変高額に思えるんですけども、この町長が認める場合というのはどういうことを根拠に認めるのか。それから、1時間当たり1万円というのは、どのようなことで算出されたのか。ちょっと何か、私としては少し高額過ぎる気がいたしますが、そのあたりのことについてお尋ねをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

幾つかありましたんで、もし漏れとったら、また教えてください。

この調査期間は、いつからいつまでかということでございましたと思います。今回の事例が令和2年度から発生したというふうなことでございますので、そこから現在までの間の調査のほうを行わさせていただければと思っております。

それから、4人の根拠でございますが。他の自治体等の事案等々も加味して、今回の場合4人が適正ではないかというふうな判断をさせていただきまして、4人というふうな

せていただいております。

それから、3月末までに報告ができなかったという意味かと思うんですけど、それにつきましては、もしスケジュール的に間に合わなかった場合には、それは町長とも相談しながら対応していきたいというふうに思っています。

今後この条例は、終わった場合残るのかということですけど、第三者委員会については残っていくようになるかと思えます。

それから、費用の件につきましてですけど、これからそれぞれ委員会とは別に聞き取り等も出てこようかと思えますので、そのときに必要な費用のほうをお支払いを思っているところがございます。金額につきましても高い、安い、いろいろな御意見があろうかと思えますけど、これもそれぞれの立場の人の費用であるとか、あるいは他の事例等を参考に決めてさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

事務執行の適正化に関わるという意味で第三者委員会を設置できる、その条例を制定するということは、今回のことから考えて妥当だと思うんです。妥当だとは思いますが。事務執行ということであれば、かなり範囲が広がりますよね。不適切というのも、これも何が不適切かどうかというのは、町長判断というふうになりますね。その辺の不適切という見方ができる、その根拠等がどういうところで判断されるのかというのは明らかにしておく必要があるじゃないかと思えますし。

特に今いろいろな形で決算委員会等の報告等にも種々意見が添えられています。そういうこととの関連も、ここでは想定されてるのかどうか、少しお聞きしておきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この第三者委員会に委ねたのは、あくまでも職員いろいろ不適切、それは私も含めて、

役場も含めて、そうした中、第三者の目でしっかりと何が悪かったのかということ、何を改善すべきかということを見ていただくためのもので、私がどこどこが悪い、どこどこがよかったと判断するものではないという理解の下でお願いをしています。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

1 番、日名義人君。

○1 番（日名義人君）

町長が一方的に判断するんじゃないんだ。だからこそ第三者の目でという、そのことはよく分かった上での質問でした。

誰がこの委員会に、どういう件を委員会に預けるかという、検討してもらうかという、その判断は町長が必要と認めたときに、その事案を提起しますね。そういう意味で聞いてるんですが。だから、町長の判断が大きな、この委員会に提起される事案の判断の基本がそこにあるという意味ですね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員が言われるのは分かりました。

今回の件につきましては、水道を取り巻く、このような事案をこの第三者委員会にお願いします。この条例そのものは、今後も残ります。そうした中でいろんな事案が発生したときには、いろんなこう、議会からの御意見もあろうかもしれません。そういうことをいろいろお聞きして、これは必要だなという判断の下には、私が新たな事案が発生して、これかけるべきだというようなものがあれば、今後そういうようお願いすることがございます。今回は、あくまでも水道を取り巻く、このような事案、これは第三者に委ねて、しっかりと問題を原因究明して、今後につなげるということが必要でございますのでお願いしたと、今後は、今後で事案が発生したときにまたお願いすることがあろうかと思いません。ないのが一番でございますが、そのように思っています。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

1 番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

今の答弁の中から不適切な事案というのは、議会で提起されたことなんかも含めてというふうに言われましたね。そのことだけちょっと確認しときたい。町長の判断という、その判断材料を基に、素材的なものは議会での論議等も勘案してというふうに言われたということ、それは確かめておきたいと思うんですが。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

あくまでも、この第三者委員会に諮問するのは町長となっております。そういう意味でいいますと、いろんなこう、事案等々が発生した場合、その声を聞いたときにはしっかりと判断を私がしまして、そして適正な委員会等々に委ねるべきであれば委ねます。そのとき判断をさせていただきます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

まず、これ専決なので賛成か反対かということ、私たちも判断しなければいけないんですけども。先ほどのやり取りの中で、この第三者委員会設置条例は恒久的というか、この事案が終わったら終わるというものではなくて、ここに書いてあるように、事務執行における不適正と考えられる場合は、この条例に基づいて委員がそれぞれまた委嘱されるというふうに理解をいたしました。その際、先ほど、これ確認ですけども、町長の諮問、この諮問の範囲ということが今ありましたが、もちろん町長は公選職でございますので、議会だけではなくて町民の意向や意見がある場合は、当然、町長はその意を酌んで不適正というふうに判断した場合はその調査を、この設置条例に基づいて委員を選任して、調査するというふうな、この条例の性格だというふうに理解をいたしました。

二、三、あと確認ですけども、今回の場合は諮問が水道課ということで今ありましたが、あくまでもこれ、中心はこの円城の浄水場におけるPFASに関わる様々な、その不適正事務あったかどうかということですので、水道課が中心でございますが、水道課からまたまたがってほかの課とかということに及ぶ場合は、当然、これ水道課だけではなく

て、この委員の方がそれ以外のことも調査するとすれば、当然、これは選任された委員の権限で調査が発生するというふうに理解してよろしいのでしょうかということを確認したいのが1つと。

それから、答申書、この後の会議についても委員長が内容を公表することができるとなっておりますが、答申書そのものは、これは議会あるいは町民に、私は公表されてしかるべきだし、そのような公明正大な開かれた委員会として、途中の審議は別にして、そういうことが当然求められると思うんですが、この答申の公表についてはどのようにお考えか聞いておきたいと思います。

それから、私、その1時間当たり1万円というのは判断ができないんですが、一応このように判断されて、他の自治体とか、様々なことも恐らく調査されて、この金額がここに設定されておるとお思いますので、これについてはそうかどうか、よく分かりませんが、そうだなと思いました。

以上、2点ほどにわたってお答えをいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この諮問につきましては、議員という方々は町民の代表という位置づけになっております。そのあたりはしっかりと、その御意見等々を聞きながら、この委員会に委ねるかどうかというのは判断をさせていただいて、必要な事項につきましては、それが事案があれば、しっかりとお願いするというような考えでございます。

また、その委員会にお願いする答申書につきましては、人権とかいろいろプライバシーに反しない限り、ぜひ提供はさせていただこうという思いです。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

その質問にありました、その途中の会議については委員長なり、そのプライバシーに配慮して当然のことでございますが、答申書が出た場合答申書そのものは公表されるかどうか、ちょっと今分からなかったんですが、ちょっとそれをお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私そのつもりで言ったんですけど、その答申書につきましては、支障がない限りオープンにさせていただきます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私からは3点質問があります。

まず、第3条、これ委員の構成なんですけど、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係また特別の利害関係を有しない者ということで、これ個人だと思うんです。ただ見方を変えて、この地方公共団体と法人という形を見ると、今回、岡山大学院の教授が選ばれてるということで、吉備中央町と岡山大学はSDGsの連携協定を結び、デジタル田園都市のこのデジタル健康特区事業を行なっているということを考えれば、法人で見ると利害関係があるのではないかとこのように私は考えますので、そのあたりの役場としての考え方を教えていただきたいと。

そして、2点目がこの第5条の会議なんですけど、こちらの、私もこの設置条例を読んだ後に、ほかの自治体の職員の不祥事に対しての第三者委員会の設置の条例を読みました。すると、もちろんこの吉備中央町の第三者委員会設置条例と同じように、会議は公開しないということもあったんですが。一方で、例えば岩手県の大槌町というところは、委員会は原則公開。しかし、プライバシーの配慮が必要である場合などには非公開ということだったんです。これ不適切な事務執行における第三者委員会のやり取りであれば、私としては原則公開で、もちろんプライベート等があれば非公開に判断できるということで、原則公開のほうがいいんじゃないかなと思うんですが。そのあたりの考え方を教えていただきたい。

そして、3つ目が第7条の報告なんですけれども、こちらの進捗状況、必要に応じて町長に報告するとあるんですが。こちらのまたほかの自治体等の事例を見てみますと、例えばある自治体は、調査委員会は結論を導く根拠となった資料、結論に導くに至った判断過



程を本件報告書にできる限り詳細に、かつ明確に記載するものとするとか、町長は報告を受けたときは速やかに議会に報告する。そしてまた報告を公表する。そういったところまで文書でしっかりと規定されているところもございました。

そう考えますと、必要に応じて報告するというのは非常にこう、まだまだ不足しているのではないかと思うんですけれども、その情報の報告、公表について、なぜ、こういう形にしているのか答弁を求めたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

岡山大学との関係性もおっしゃられましたけど、今回のこの水道の事案につきまして、今回の事案としては岡山大学とは関係がないので、そこらは今の包括連携があるとか、そんなんとは関係なく起きた事案としての判断をさせていただいたところでございます。

それから、原則公開のほうがいいのではということでございますけど、条例的には公開しないと書いてありますが、内容によって委員長とも協議しながら、その辺は必要に応じて対応していければと思っております。

それから、第7条ですかね、委員長のほうが町長へ必要に応じて報告するとありますが、それぞれケース・バイ・ケース、いろいろあろうかと思しますので、そのときは委員長と相談して、それぞれ進めていきたいというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

今の答弁では、ちょっと分かりづらいので、もう一度ちょっと詳しく考え方を、この条例に含んでいる考え方を説明していただきたいです。というのが、私、個人で見れば利害関係はないけども、法人と地方公共団体で見れば関係があるわけじゃないですか。それを水、今回のこととは関係ないから、それはそうなんですけど、ただ法人と見れば関係があるので、そこはどういうふうに考えたら利害関係がないと見れるのかというところを説明していただきたいですね。

2つ目の会議公開しないけども、必要に応じて会議の内容を公表しますということだった。これ、ただまあ読んでるだけかなと思いますので、原則公開というものにすべきでないかなと思うんですけども、それをしないという理由を述べていただきたい。

そして、3つ目の報告なんですけど、先ほどお伝えしましたように、そこまでに至るまでの判断過程とかというものをできる限り詳細に報告をする、議会にも報告をする、町民の方々に対しては公表するというをしっかり記載していただきたいなと考えているんですけど、そういったこともなく必要に応じて報告するというふうにして理由を、ちょっともう一度詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

御指摘をされているのは岡山大学との関係性のことだと思うんですけど、特に今回の水道に関しましては、岡山大学と吉備中央町とかというよりか、法務的に岡山県でも一番詳しいであろうという大学にお願いするのがいいであろうというふうな判断の上からです。関係性云々と言われたら、どこまでが関係で、どこまで関係性がないかというふうなことだと思うんですけど、この水道に関しての事案で言えば、その個人というか、その中での判断をした上では、岡山大学のほうに詳しい学部といいますか、ところをお願いをしていくのがいいであろうというふうな判断の上で行わせていただきました。

会議についてでございます。おっしゃられるように、一応基本的には公開をしないとは書いてありますが、いろんな形で必要などところにつきましては、当然、皆さんのほうにもお伝えしていきたいとも思っておりますし、それぞれ会議の中の中身によっていろんな部分があるかと思しますので、その辺は内容によって公表のところを判断させていただければというふうに思っているところです。

それから、報告のところですけど、文章にすれば一文のような形になっておりますけど、議員おっしゃられるように、いろんなケースがあるかと思しますので、それにつきましては内容にそれぞれ応じて判断をさせていただいて、当然、皆さんにお伝えしなくてはならないことにつきましては、公表のほうを細かくさせていただきたく思っております。文章とすれば一文ですけど、内容的にはそれぞれの場合、場合に応じた対応のほうをさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

（7番、「議長、ちょっと審議の途中ですが、休憩の動議を提出したいと思います。」の声）

これ、単なる休憩動議ですか。

（7番、「はい、休憩です。」の声）

この回が終わったらと思っているんですが。

（7番、「あつ、専決の前にちょっと休憩の、誰か賛成がいな  
いといませんけど。」の声）

はい。

（1番、「動議、賛成ということで。」の声）

はい、分かりました。

今、休憩動議という形で出ましたが、これの採決の前にということでございますので、ここで休憩をしたいと思います。

皆さん、よろしいですか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

それじゃ、ただいまより休憩をしたいと思います。

なお、今回につきましては、暫時休憩とさせていただきます。

午前10時47分 休 憩

午前10時53分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質問に対して町長より答弁を求めます。

○町長（山本雅則君）

2点の御質問がございました。

1点は、委員の会議についての原則公開というような御質問でございました。

これにつきましては、やはり機微な案件をいろいろと話すところでございますので、活達な御意見をしていただくということが大事だろうと思います。しかしながら、その委員の

承諾を下に公開できることはなるべく公開するという気持ちでございます。

もう一点、委員の方からある程度まとまったときに答申をいただきます。その答申については、その根拠となるものがしっかりとございましたら、それも併せていただくということをお願いしたいと思います。また、その答申につきましても、可能な限り皆さんにオープンにしたいという気持ちでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

（1番、「別件で。別件というのは今のやり取りじゃなく、議事進行について。」の声）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

今漏れ聞いているんでは、議事進行についても、そこで話をされたと思うんです、議運の委員長。これは、委員長として行かれたのかどうか分かりませんが。そこでのやり取りも、私たちはきちっと聞きたいと思うので、議事進行に関わるものであれば、みんなの前でもその内容を教えてほしいと思います。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

（1番、「議事進行について聞いているんですよ。それについての返事は全然ないんですか。無視されるんですか。」の声）

先ほどの答弁で質疑に対しての答えが出たわけですから、その前に山崎議員から質疑があったこと、成田議員から質疑があったことに対して答弁をされたんですから、これでいいと思います。

（1番、「後でまた別の機会に言いますが、一言だけ。」の声）

1番、日名義人君。

○1 番（日名義人君）

議事進行について、議運の委員長と議長とが話をされたわけじゃないんですね。

○議長（難波武志君）

議事進行ではありません。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、専決報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町事務執行適正化に係る第三者委員会設置条例）は、報告のとおり承認することに決定しました。

会議の途中ですが、ただいまより11時5分まで休憩します。

午前10時58分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を順次求めます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、専決報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉備中央町一般会計補正予算）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、専決報告第5号を説明いたします。

専決報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3号の規定によりこれを報告し承認を求める。

記として、1、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算（第4号）。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この補正予算の提案理由につきましては、円城浄水場の有機フッ素化合物検出に係る対応を早期に行うため、通常の予算以外の費用が必要となることから議会を招集する時間的に余裕がなかったため、専決処分とさせていただいたものでございます。

1枚おめくりください。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記。1、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算（第4号）。令和5年11月14日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

説明につきましては以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、専決報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉備中央町一般会計補正予算）は報告のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第11、議案第62号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第14、議案第65号、吉備中央町長及び副町長の給与の特例に関する条例についてまで議案4件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、議案第62号について御説明をいたします。

議案第62号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、令和5年度の人事院勧告及び国家公務員の給与改定を踏まえ、指定職職員の期末手当が引き上げられることに伴い、町議会議員の期末手当の支給率を改定するため所要の改正を行うものです。

〔参考資料朗読説明〕

続いて、議案第63号について説明をいたします。

議案第63号、吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例について。吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、令和5年度の人事院勧告及び国家公務員の給与改定を踏まえ、指定職職員の期末手当が引き上げられることに伴い、特別職の期末手当を改定するため所要の改正を行うものです。

〔参考資料朗読説明〕

続いて、議案第64号について御説明をいたします。

議案第64号、吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、令和5年度の人事院勧告及び国家公務員の給与改定を踏まえ、吉備中央町の職員の給与に関する条例を改定するため所要の改正を行うものです。

[参考資料朗読説明]

続いて、議案第65号について説明をさせていただきます。

議案第65号、吉備中央町長及び副町長の給与の特例に関する条例について。吉備中央町長及び副町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、円城浄水場の有機フッ素化合物が検出されていることが判明したことを受け、町長及び副町長の減額措置を講ずるため条例の改正を行うものであります。

[参考資料朗読説明]

以上、説明のほうです。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第15、議案第66号、吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

議案第66号について御説明いたします。

吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用

に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の改正は、現在、国において2024年10月からのマイナンバーカードと健康保険証の一体化が検討されている中、紙の健康保険証が廃止された場合、岡山県医療費公費負担制度における受給資格証交付に必要な医療保険の被保険者証の確認事務を個人番号の利用により行うこととなります。このため、今回、個人番号利用の範囲を改める必要があることから改正を行うものでございます。

改める利用の範囲といたしましては、吉備中央町心身障害者医療費給付条例による医療費の給付に関する事務、吉備中央町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例による医療費の給付に関する事務及び吉備中央町小児等医療費給付条例による医療費の給付に関する事務の3つとなり、より受給者の事務手続の軽減を図るとともに、円滑に給付を行えるようになるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第16、議案第67号、吉備中央町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

それでは、議案第67号の御説明をさせていただきます。

吉備中央町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

このたびの条例改正の背景、概要ですが、居住目的のない空き家等の増加により、除却等のさらなる促進に加え周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に評価する必要があるため、上位法である空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されました。このことにより当町の条例も改正する必要がありますが、具体的な施策の指示が国か

ら出されてないため、県下市町村の動向及び県の指導を仰ぎ、今回は条ずれのみの改正とするものでございます。

次ページをお開きください。

吉備中央町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例。

詳細につきましては、参考資料の38ページからの新旧対照表で御説明いたします。

[参考資料朗読説明]

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第17、議案第68号、吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから日程第18、議案第69号、吉備中央町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてまで議案2件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

山本税務課長。

○税務課長（山本敦志君）

それでは、議案第68号について説明をいたします。

吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の改正は、上位に位置する健康保険法等の法律及び政令が公布されたことによりこの改正を行うもので、子育て世帯の負担軽減や次世代の育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料を免除するものでございます。

[参考資料朗読説明]

続きまして、議案第69号について説明をいたします。

吉備中央町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の改正は、上位法である所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行

令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、この改正を行うものでございます。

[参考資料朗読説明]

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第19、議案第70号、請負契約締結の変更について（吉備中央町立（仮称）円城こども園増築工事）から日程第20、議案第71号、請負契約締結の変更について（吉備高原児童クラブ新築工事）までの議案2件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

それでは、議案第70号について御説明させていただきます。

請負契約締結の変更について。令和5年5月8日議決、同日締結の吉備中央町立（仮称）円城こども園増築工事請負契約について。下記事項を変更し、契約をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに吉備中央町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして、契約金額「1億3,640万円」を「1億7,892万7,100円」に変更する。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この契約変更は、園統合に伴う改修工事の一環として行なっている（仮称）円城こども園増築工事について工事内容を変更する必要性が生じ、その変更に伴い契約額の増額4,252万7,100円が必要となったものでございます。

主な変更理由は、既存園舎改修に伴う既存園舎の天井を撤去したところ、隠れていたはり部分が全て下がっていることが新たに判明いたしました。その修復として、はりを上げること、そのことによる雨漏り防止のための屋根の補強に伴う増加、また天井部分の一部腐食が判明し、その修復に伴う増加、遊具の検査を行なったところ、使用できる遊具が限られたことによる既存遊具の解体撤去及び総合遊具の新設などが増加したことに伴うものでございます。

既存園舎をより安全な施設へと改修するために、また園児の体力や運動能力の発達のた

めに必要であると判断し、このたび変更させていただきたいと考えております。どうかよろしくお願ひいたします。

次に、議案第71号について御説明させていただきます。

請負契約締結の変更について。令和5年6月20日議決、同日締結の吉備高原児童クラブ新築工事請負契約について下記事項を変更し、契約をしたいので地方自治法第96条第1項第5号並びに吉備中央町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして、契約金額「9,680万円」を「1億83万8,100円」に変更する。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この契約変更は、園統合により園児数が増加することによる園の増築工事及び学校の改修計画に伴い、児童クラブの移転の必要が生じたため行なっている吉備高原児童クラブ新築工事について工事内容に変更する必要があるが生じ、その変更に伴い契約額の増額40万3,810円が必要になったためでございます。

主な変更理由は、地元の強い要望により南側テラスの扉、窓について全体的にアルミパネルやガラスに変更すること、内部工事においては、職員室に設置しておりました静養室、多目的トイレに設置しておりましたシャワーパン、これは児童の身体を洗うボックスのことでございますが、これを別室へ配置することなどにより増加が生じたためでございます。保護者や支援員の御要望等をいただきながら工事を進めていく中で、支援員による児童の見守り方、保護者のお迎えの形態を従来の状況に近づけ、より安全面の確保を行い、また静養室、シャワーパンにつきましては、100人を超える児童の利用が見込まれるため別室に配置することなどにより使いやすくなると判断し、このたび変更させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第21、議案第72号、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算についてから日程第27、議案第78号、吉備中央町下水道事業会計補正予算についてまでの補正予算7件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、議案第72号を御説明させていただきます。

議案第72号、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算について。令和5年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年12月4日。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

説明につきましては以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

議案第73号につきまして御説明いたします。

令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について。令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

議案説明の途中ですが、ただいまより午後1時まで休憩します。

午後 0時05分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

順次説明を求めます。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、議案74号について御説明いたします。

令和5年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について。令和5年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、

山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

議案第75号につきまして御説明いたします。

令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

議案第76号について御説明いたします。

令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について。令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

説明は以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

議案第77号について御説明申し上げます。

令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について。令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

続きまして、議案第78号について御説明申し上げます。

令和5年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について。令和5年度吉備中央町下水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年12月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日、12月5日から12月13日までの9日間、議案調査、委員会等開催のため休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、12月5日から12月13日までの9日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午後 1時33分 閉 議